

労働者の健康障害防止にかかる化学物質のリスク評価方針 (平成26年度)

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るためには、事業者が自らの責務として個々の事業場でのばく露状況等を把握してリスクを評価し、その結果に基づきばく露防止対策を講ずる等の自律的な化学物質管理を適切に実施することが基本である。しかし、中小企業等においては自律的な化学物質管理が必ずしも十分ではないことから、平成18年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが高い作業等については、リスクの程度に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じてきている。

平成26年度においては、以下の方針により、化学物質のリスク評価を実施する。

1 各検討会におけるリスク評価

(1) 化学物質のリスク評価に係る企画検討会

① リスク評価に係る方針の策定

平成26年度のリスク評価にかかる方針の策定を行う。

② リスク評価対象物質の選定

リスク評価対象物質の選定作業を平成26年夏頃までに実施することにより、平成26年12月までに告示が発出される平成27年有害物ばく露作業報告の対象物質に反映されるようにする。

③ スクリーニングとして行う中期発がん性試験の候補物質の選定

平成27年度に実施予定の中期発がん性試験（ラット肝中期発がん性試験）の候補物質を選定する。

④ リスクコミュニケーションの推進

リスク評価に関する関係者間の相互理解を促進するため、労働分野におけるリスクコミュニケーションの実施について検討する。

(2) 化学物質のリスク評価検討会

平成26年度は化学物質のリスク評価の加速化を図るため、事業場におけるばく露実態調査を年間を通じて実施し、そのリスク評価を前後半の二回に分けて実施する。

平成26年度前半には、平成25年度ばく露実態調査の対象物質10物質（詳細評価3物質、初期評価7物質）についてリスク評価を行い、評価結果を平成26年夏までに、「化学物質のリスク評価検討会報告書（案）（平成26年度第1回）」としてとりまとめる。

さらに、平成26年度後半には、平成26年度上半期ばく露実態調査の対象物質12物質

（初期評価12物質）についてリスク評価を行い、評価結果を平成26年末までに、「化学物質のリスク評価検討会報告書（案）（平成26年度第2回）」としてとりまとめる。

2つの小検討会においては、以下の検討を行う。

① 有害性評価小検討会

有害性評価小検討会においては、国内外の疫学、毒性等にかかる情報をもとに、今後、初期リスク評価を行う物質の有害性評価を行うとともに、発がん以外の有害性から選定した物質の一次評価値について引き続き検討を行う。

さらに、国によるがん原性試験（長期試験終了予定物質「吸入試験：エチレンジクロールモノエチルエーテルアセテート」、「経口試験：4-クロロ-2-ニトロアニリン」）の結果について評価を実施する。

一方、平成25年度から有害性評価小検討会の下に設置した発がん性評価ワーキンググループと遺伝毒性評価ワーキンググループにおいて、発がん性に重点を置いた化学物質の有害性評価の加速化を図るため、（ア）既存の情報（知見）に基づく発がん性の評価及び遺伝毒性の評価を行うとともに、（イ）各種の発がん性スクリーニング試験（中期発がん性試験、微生物を用いる変異原性試験（エームス試験）、Bhas42細胞を用いる形質転換試験）の対象物質の選定と試験結果の評価を行う。

② ばく露評価小検討会

ばく露評価小検討会においては、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に沿って、平成25年度ばく露実態調査の対象物質10物質（詳細評価3物質、初期評価7物質）、及び平成26年度ばく露実態調査の対象物質12物質（初期評価12物質）の結果の評価を実施する。

また、今後リスク評価を行う物質の測定分析法について検討を行う。

3) 化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

化学物質の健康障害防止措置に係る検討会においては、リスク評価結果がとりまとめられた物質について政策ベースの検討が可能となるよう、関係事業者、保護具メーカー等からもヒアリングを行うなどして、最新の技術開発動向や規制の導入にあたって考慮すべき事項を積極的に聴取し、円滑かつ適切な健康障害防止措置の導入を目指すための検討を行う。

平成26年度においては、化学物質のリスク評価検討会においてとりまとめられる「化学物質のリスク評価検討会報告書」（平成25年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価）を踏まえ、物質ごとに健康障害防止措置の検討を行うとともに、その結果について、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」にとりまとめる。

また、有害性評価小検討会において行われる国のがん原性試験結果の評価を踏まえ、必要に応じ、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく指針（がん原性指針）に関連する技術的検討を行う。

3 リスク評価にかかる情報提供等の推進

規制措置の導入に際して、パブリックコメントを通じて、国民の意見を積極的に募集するとともに、リスク評価の節目にリスクコミュニケーションを実施し、意見交換やパンフレットの作成などを通じて、国民にわかりやすい情報提供に努める。

このほか、ばく露実態調査のために策定された測定・分析方法についても、積極的に情報提供し、事業者自らのリスク管理の導入を支援する。